

議第12号

指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例及び高山市地区公園条例の一部を改正する条例について

指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例及び高山市地区公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

指定管理者による管理を行う施設の見直しを行うため改正しようとする。

指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例及び高山市地区公園条例の一部を改正する条例

(指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第1条 指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例(平成18年高山市条例第4号)の改正後の規定の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(高山市地区公園条例の一部改正)</p> <p>第5条 高山市地区公園条例(平成16年高山市条例第45号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 次に掲げる地区公園(以下「指定施設」という。)の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>くるまーと六厩公園</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>飛騨川河川公園</u></p> <p>(6) <u>すずらん公園</u></p> <p>(7) <u>諏訪の森</u></p> <p>(8) <u>あさひふるさとの森</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>鍋平園地</u></p> | <p>(高山市地区公園条例の一部改正)</p> <p>第5条 高山市地区公園条例(平成16年高山市条例第45号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 次に掲げる地区公園(以下「指定施設」という。)の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(9) (略)</p> |

(高山市地区公園条例の一部改正)

第2条 高山市地区公園条例(平成16年高山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 次に掲げる地区公園(以下「指定施設」という。)の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同</p> | <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 次に掲げる地区公園(以下「指定施設」という。)の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同</p> |

| | |
|---|--|
| <p>項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) に行わせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 未施行</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>女男滝公園</u></p> <p>(5)から(8)まで 未施行</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(10) 未施行</p> <p><u>(11)~(17)</u> (略)</p> | <p>項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) に行わせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)~(10)</u> (略)</p> |
|---|--|

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。